

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

規 則	知事の補助職員等に対する教育委員会の権限の一部委任に関する規則 …… 人材政策室 1頁 教育公務員特例法第二十五条の二第五項及び第六項に規定する手続に 関する規則 …… 人材政策室 2頁 公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正 する規則 …… 福利・給与室 3頁
訓 令	県立高等学校の寄宿舎舎監業務嘱託取扱要綱の一部を改正する訓令 …… 福利・給与室 3頁
公 告	公立幼稚園の設置の認可 …… 学校施設室 3頁

規 則

知事の補助職員等に対する教育委員会の権限の一部委任に関する規則をここに公布します。

平成二十年三月十七日

三重県教育委員会委員長 丹 保 健 一

三重県教育委員会規則第二号

知事の補助職員等に対する教育委員会の権限の一部委任に関する規則

(總旨)

第一条 この規則は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百八十条の七の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の一部を知事の補助機関である職員又はその管理に属する機関の職員に委任することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(委任)

第二条 三重県立図書館の管理運営及び事業に関する事務のうち、次に掲げる事務以外の事務を生活・文化部長に委任する。ただし、三重県立図書館の管理等に関する規則(平成六年三重県教育委員会規則第二十号)第六条から第九条まで、第十一条及び第十三条に規定する館長の行う事務にあつては、三重県行政組織規則(平成十四年三重県規則第三十五号)第一百十条第四項の規定により設置される館長に委任する。

一 三重県立図書館協議会条例(昭和二十五年三重県条例第六十二号)及び三重県立図書館の管理等に関する規則の改正及び廃止に関すること。

二 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第十五条及び三重県立図書館協議会条例第二条第二項の規定に基づき図書館協議会委員の任免及び委嘱又は解嘱に関すること。

2 三重県立博物館の管理運営及び事業に関する事務のうち、三重県立博物館条例(昭和三十九年三重県条例第四十九号)及び三重県立博物館条例施行規則(昭和三十九年三重県教育委員会規則第十九号)の改正及び廃止に関する事務以外の事務を生活・文化部長に委任する。ただし、三重県立博物館条例第五条及び第七条に規定する館長の行う事務にあつては、三重県行政組織規則第一百十条第四項の規定により設置される館長に委任する。

3 三重県立美術館の管理運営及び事業に関する事務のうち、次に掲げる事務以外の事務を生活・文化部長に委任する。ただし、三重県立美術館条例(昭和三十九年三重県条例第一号)第五条及び第六条並びに三重県立美術館条例施行規則(昭和三十九年三重県教育委員会規則第二号)第六条から第十一条までに規定する館長の行う事務にあつては、三重県行政組織規則第一百十条第四項の規定により設置される館長に委任する。

一 三重県立美術館条例及び三重県立美術館条例施行規則の改正及び廃止に関すること。

二 博物館法(昭和三十九年法律第二百八十五号)第二十一条及び三重県立美術館条例第十七条第二項の規定に基づき美術館協議会委員の任免及び委嘱又は解嘱に関すること。

4 高宮歴史博物館の管理運営及び事業に関する事務のうち、高宮歴史博物館条例(平成元年三重県条例第六号)

及び斎宮歴史博物館条例施行規則（平成元年三重県教育委員会規則第十二号）の改正及び廃止に関する事務以外の事務を生活・文化部長に委任する。ただし、斎宮歴史博物館条例第五条及び第六条並びに斎宮歴史博物館条例施行規則第五条から第九条まで、第十一条及び第十二条に規定する館長の行う事務にあつては、三重県行政組織規則第一百十条第四項の規定により設置される館長に委任する。

5 三重県生涯学習センターの管理運営及び專業に関する事務を生活・文化部長に委任する。

6 前各項による委任を受けた者は、特別の理由により当該事務を再委任し、又は当該機関以外の職員に補助執行させようとする場合は、あらかじめ教育委員会に協議しなければならない。

（合議等）

第三条 前条の規定により事務の委任を受けた者は、当該事務の執行について、他の規定により教育委員会又はその補助職員に対し、合議、協議、報告等（以下本項において「合議等」という。）を要する旨の定めのある事務については、合議等をしなければならない。

2 前条の規定にかかわらず、重要又は異例と認められる事務については、教育委員会の承認を受けなければならない。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

教育公務員特例法第二十五条の二第五項及び第六項に規定する手続に関する規則をここに公布します。

平成二十年三月十七日

三重県教育委員会委員長 丹 保 健 一

三重県教育委員会規則第三号

教育公務員特例法第二十五条の二第五項及び第六項に規定する手続に関する規則

（目的）

第一条 この規則は、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号、以下「法」という。）第二十五条の二第五項及び第六項の規定に基づき、同条第一項及び第四項に規定する認定（以下「認定」という。）について、事実の確認の方法その他認定の手続に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（事実の確認の方法）

第二条 三重県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、認定にあつては次に掲げる事項を記載した書面により事実の確認を行うものとする。

- 一 当該教諭等に関する勤務の状況
- 二 研修等の実施状況及びその結果
- 三 校長又は市町教育委員会（学校組合教育委員会を含む。以下同じ。）が行つた当該教諭等に対する指導内容及び意見聴取の内容
- 四 前三号に掲げるもののほか、教育委員会が必要であると認める事項

2 前項に規定する事実の確認にあつては、教育委員会は、当該教諭等、校長、市町教育委員会その他教育委員会が必要と認める者から事情聴取を行うものとする。

（認定の手続き）

第三条 前条の規定に基づき事実の確認を行つた教育委員会は、当該教諭等に対する認定を公正かつ適正に行つたため、専門的な知識を有する者及び保護者（以下「専門家等」という。）から意見を聴くものとする。

2 認定にあつては、教育委員会は、当該教諭等から書面又は口頭により意見を聴取する機会を設けなければならない。

（守秘義務）

第四条 専門家等は、一般職の公務員と同様に、守秘義務を負つものとする。

（決定）

第五条 教育委員会が認定を行つたときは、校長及び市町教育委員会にその結果を通知するものとする。

（その他）

第六条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、三重県教育委員会教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十年三月十七日

三重県教育委員会委員長 丹 保 健

三重県教育委員会規則第四号

公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則

公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和三十二年三重県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一基本額の欄中「四、七四〇円」を「四、七八〇円」に、「四、四六〇円」を「四、五〇〇円」に、「四、一七〇円」を「四、三三〇円」に、「一、七九〇円」を「一、八三〇円」に、「一、七二〇円」を「一、七五〇円」に、「一、五五〇円」を「一、五七〇円」に、「五、八五〇円」を「五、九一〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

訓 令

教委訓第1号

各県立高等学校

県立高等学校の寄宿舎舎監業務嘱託取扱要綱の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成20年3月17日

三重県教育委員会教育長 安 田 敏 春

県立高等学校の寄宿舎舎監業務嘱託取扱要綱の一部を改正する訓令

県立高等学校の寄宿舎舎監業務嘱託取扱要綱（昭和48年教委訓第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項の次に次の1項を加える。

3 嘱託舎監には労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条に定める年次有給休暇のほかいかなる有給休暇も認めない。

第10条第1項中「68,700円」を「69,400円」に、「2,890円」を「2,920円」に、「1,440円」を「1,460円」に改める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

公 告

公立幼稚園の設置を次のとおり認可しました。

平成20年3月17日

三重県教育委員会

名 称	設置しようとする日	設 置 の 理 由
木曾岬町立南部幼稚園	平成20年4月1日	木曾岬町南部地区において幼稚園、保育園の一体施設を開園するため。
木曾岬町立中部幼稚園	平成20年4月1日	木曾岬町北部地区において幼稚園、保育園の一体施設を開園するため。



発行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印刷
有限会社第一プリント社